

船舶事故調査報告書

令和4年6月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	同乗者負傷
発生日時	令和3年7月23日 18時00分ごろ
発生場所	大阪府 ^{ほんなん} 阪南港第3区 阪南港阪南3区防波堤灯台から真方位213° 1,700m付近 (概位 北緯34° 27.0′ 東経135° 20.5′)
事故の概要	水上オートバイ ^{ブイエックスアール} VXRは、急発進した際、同乗者が落水して負傷した。
事故調査の経過	令和3年11月17日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ VXR、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	250-57400大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型
負傷者	重傷 1人（同乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者Aほか1人を座席の後部に乗せ、全員救命胴衣を着用し、急旋回を繰り返して同乗者を落水させながら遊走していた。</p> <p>船長は、一旦停止して漂泊したのち、急発進して同乗者に落水を樂しませようと思い、同乗者2人を落水させたところ同乗者Aが本船のジェット噴流を下半身開口部に受けて重傷を負った。</p> <p>本船は、ハンドルバーの下方の視認しやすい位置に、ジェット噴流により落水者の身体開口部に大きなけがを負う恐れがある旨が記載された警告ラベルが貼り付けられているとともに、取扱説明書にも同様の記載がされていた。</p> <p>船長は、警告ラベル及び取扱説明書の記載内容を認識していなかったため、ジェット噴流によって落水者が負傷するおそれがあることを知らなかった。</p> <p>同乗者Aは、本事故当時、水着を着用していた。</p>
分析	本船は、同乗者2人を座席の後部に乗せて漂泊中、船長が同乗者を樂しませようと思い、急発進したことから、同乗者2人が後方に落水し、同乗者Aが本船のジェット噴流を下半身開口部に受けて負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、同乗者2人を座席の後部に乗せて漂泊中、船長が同乗者を樂しませようと思い、急発進したため、同乗者2人が後方

	に落水し、同乗者Aが本船のジェット噴流を下半身開口部に受けて負傷したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・水上オートバイの船長は、同乗者が後方に落水し、負傷するおそれがあるので、急発進は行わないこと。・水上オートバイの船長は、発進前、同乗者に身体保持を指示すること。・水上オートバイの船長は、同乗者が落水時に負傷しないようウェットスーツボトム等を着用させること。